### 第九号様式 (第十条)

# 保安教育計画認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称代 表 者

当 従業員に対する火薬類取扱保安のための保安教育計画を別紙のとおり定めたので認可されたく、火薬類取締法第29条の規定により申請します。

名称	
事務所所在地(電話)	
制定・変更の別	
備考	

## 火薬類製造所保安教育計画書

#### 第1章 総 則

本保安教育計画は、火薬類取締法施行規則第67条の4の規定により 当 製造所における保安教育の内容、方法及び時期について定めるものとする。

#### 第2章 保安教育の内容

#### 2-1 従業者に対する保安教育

- (1) 保安意識の高揚に関すること。
- (2)盗難予防その他火薬類の管理に関すること。
- (3)火薬類一般の性質の大要に関すること。
- (4) 当製造所において製造しようとしており、又は現に製造している火薬類の性質の詳細に関すること
  - (5)当製造所の製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準の細目に関すること。
  - (6) 当 製 造 所 の製 造 方 法 の技 術 上 の基 準 の細 目 に関 すること。
  - (7)火薬類の貯蔵上の取扱いの技術上の基準に関すること。
  - (8)火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準に関すること。
  - (9)製造作業日誌又は火薬庫における火薬類の出納の記載に関すること。
  - (10) 危険時における応急措置及び避難方法の全般に関すること。
  - (11)上記(5)から(10)までに掲げること以外の火薬類取締法令中の必要な部分に関すること。
  - (12)上記(3)から(11)までに掲げることのほか、火薬類の製造及びこれに付随する取扱いに関する保安管理技術に関すること。
  - 2-2 取扱保安責任者、取扱副保安責任者及び取扱保安責任者の代理者に対す る保安教育
    - 2-1の保安教育の内容に加えて
    - (1)火薬類取締に関する法令に関すること。
    - (2)火薬類の取扱いに関する保安管理技術に関すること。

#### 第3章 保安教育の方法

- (1)従業者に対する保安教育は、事業主又は、取扱保安責任者その他火薬類の販売若しくは貯蔵又はこれらに付随する取扱いに係る保安について、十分な知識及び 経験を有する者により実施する。
- (2)取扱保安責任者等に対する保安教育は、火薬類取締に関する法令及び火薬類の取扱いに関する保安管理技術について十分な知識及び経験を有する者が行う。また、必要に応じて、県及び火薬類保安協会等の主催する講習会等を受講させる。

#### 第4章 保安教育の時期

- (1)保安教育は従業者が保安意識を高め、必要な知識を修得することができるよう幹部従業員については、年2回以上実施する。特に繁忙期の直前に1回実施する。
- (2)一般従業員については、毎月1回以上重点項目につて実施し、3ヶ月に1回総合 教育を反復して行う。(なお、計画を変更したときは、その都度行う。)
- (3)取扱保安責任者等については、保安に関する知識の水準を維持向上することができるように、教育効果を十分上げられるような適当な時間を確保して行うとともに、 適当な期間をおいて反復して行う。
- (4)新規従業員については、火薬類の取扱いに従事する前に保安教育を実施する。
- (5)関係官庁等の保安に対する指示、注意事項については、その都度関係者全員に 周知徹底させる。

#### 第5章 保安教育の記録

従業員に保安教育を実施した場合には、実施年月日、時間数、場所、内容(教育項目)、教育実施者及び受講者を記録し、実施結果及び所感、その他特記事項を添えて保存する。